株主各位

東京都千代田区丸の内一丁目6番2号 日本ゼオン株式会社 取締役会長 古河 直 純

第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第91回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席お差し支えの場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご 検討いただき、次のいずれかの方法により議決権を行使くださいますようお願い申し 上げます。

[議決権行使書用紙による議決権の行使]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権の行使]

後記「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、当社指定の議 決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内にしたがって、議案に対する 賛否をご登録くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. **日 時** 平成28年6月29日 (水曜日) 午前10時 (受付開始は午前9時30分からとさせていただきます。)
- 3. 会議の目的事項
 - 報告事項 1. 第91期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果の報告の件
 - 2. 第91期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役12名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 議決権行使書用紙またはインターネットによる議決権行使に際しましては、平成28年6月28日(火曜日)午後5時30分までに到着するよう、ご返送またはご登録をお願いいたします。
- (2) 議決権行使書用紙およびインターネット双方によりまして、重複して議決権を行使された場合、インターネットによる行使を有効なものとしてお取扱いいたします。また、インターネットで複数回数、議決権を行使された場合で、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、最終の行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

以上

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.zeon.co.jp)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際して監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.zeon.co.jp)に掲載させていただきます。

目 次

添	付	書	類
---	---	---	---

・事業報告
1. 企業集団の現況に関する事項4
2. 会社の株式に関する事項9
3. 会社の新株予約権等に関する事項11
4. 会社役員に関する事項12
5. 会計監査人の状況15
6. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況17
7. 会社の支配に関する基本方針22
• 連結貸借対照表······27
• 連結損益計算書······28
• 連結株主資本等変動計算書······29
• 貸借対照表······31
• 損益計算書·······32
• 株主資本等変動計算書33
・連結計算書類に係る会計監査報告34
・計算書類に係る会計監査報告35
監査役会の監査報告・・・・・・・36
株主総会参考書類38

インターネットによる議決権行使のご案内…………47

事 業 報 告

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期の経営環境を振り返りますと、国内経済は期を通じて緩やかな回復基調で推移したものの、中国経済の減速感の強まりや不確実性を増す中東情勢など世界経済の下振れ懸念はなお拭えず、当社グループを取り巻く環境としても、原料価格、海外市況、為替など不安定な状況で推移しました。

当社グループはこのような環境のもとで、引き続き「Z∑運動」による徹底したコスト削減に努めるとともに、エラストマー素材事業におきましては採算性の重視と生産・販売のグローバル展開、高機能材料事業におきましては付加価値の高い新製品の開発と事業拡大に取り組んでまいりました。

この結果、当期の連結売上高は2,956億47百万円となり、前期に比べて118億77 百万円の減収となりました。

また、連結営業利益は298億56百万円と前期に比べて16億11百万円の増益、連結 経常利益は321億53百万円と前期に比べて10億55百万円の増益、親会社株主に帰属 する当期純利益は180億79百万円と前期に比べて10億円の減益となりました。

部門別の概況は以下のとおりです。

[エラストマー素材事業部門]

合成ゴム関連では、拡販活動が進んだことにより海外向け販売数量を伸ばしましたが、市況価格悪化等の影響を受けたため、全体の売上高は前期を下回りましたが、営業利益は前期を上回りました。

合成ラテックス関連では、国内製紙用途での需要低迷による影響があったものの、国内樹脂改質用途の販売が好調であったことや、海外手袋用途での旺盛な需要および円安を背景に販売が好調に推移したことから、全体の売上高、営業利益ともに前期を上回りました。

化成品関連では、タイ子会社を含めた海外市場での販売が旺盛な需要を背景として好調に推移し、国内需要も堅調であったことから販売数量を伸ばした一方で、市況価格悪化の影響を受けたため、全体の売上高は前期を下回りましたが、営業利益は前期を上回りました。

以上の結果、エラストマー素材事業部門全体の売上高は前期に比べて98億90百万円減少し1,789億40百万円、営業利益は前期に比べて39億7百万円増加し207億25百万円となりました。

[高機能材料事業部門]

高機能樹脂関連では、主に光学レンズ用途における顧客の在庫調整の影響を受け、販売が振るいませんでした。高機能部材関連では、モバイル向け光学フィルムの販売が堅調に推移する一方で、テレビ向け光学フィルムが顧客の在庫調整の影響を受けました。この結果、高機能樹脂および部材全体の売上高はわずかに前期を上回りましたが、営業利益は前期を下回りました。

情報材料関連では、電池材料および電子材料の売上高は前期を上回りましたが、トナーの売上高は前期を下回りました。この結果、全体の売上高、営業利益ともに前期を下回りました。

化学品関連では、合成香料の拡販が進み販売数量および売上高を伸ばした一方、特殊化学品の販売が振るわず、全体の売上高は前期を下回りましたが、営業利益は前期を上回りました。

以上の結果、高機能材料事業部門全体の売上高は前期に比べて1億4百万円増加し709億79百万円、営業利益は前期に比べて12億25百万円減少し82億21百万円となりました。

〔その他の事業部門〕

その他の事業においては、子会社の商事部門等の売上高が前期を下回りました。 以上の結果、その他の事業部門全体の売上高は前期に比べて20億99百万円減少 し479億50百万円、営業利益は前期に比べて4億86百万円増加し25億3百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資額は、276億50百万円でした。その主要なものはシンガポール溶液重合法スチレンブタジエンゴム (S-SBR) プラントの拡充などでございます。

(3) 資金調達の状況

平成27年6月22日に第7回無担保社債100億円を発行いたしました。このほか当期の資金調達は、自己資金、金融機関からの借入金およびコマーシャル・ペーパーの発行で充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

当期は、平成26年度から平成28年度までの中期経営計画『SZ-20 Phase II (エスゼット20 フェーズ・ツー)』推進の2年目として、「『2020年のありたい姿』 - 化学の力で未来を今日にするZEON - 」の実現のため、全社基本戦略として「エラストマー素材事業と高機能材料事業のそれぞれの強みを磨き上げ、両輪でグローバルに事業を拡大する」こと、ならびに「2020年のありたい姿を実現する企業風土を『見える化』をベースに育成する」ことの2点を基本方針として、諸課題に取り組んでまいりました。

1点目の全社事業戦略について、エラストマー素材事業では、シンガポールなどでグローバル生産拠点の拡充を進める一方で、製品の差別化など、経済状況等の環境変化にも耐えうる新製品の研究開発、上市を進めてまいりました。

また、高機能材料事業では、重点3事業分野(情報用部材・エナジー用部材・メディカルデバイス)での研究開発や上市を早めることにより、事業拡大を進めてまいりました。

2点目の企業風土の育成に関しましては、当社グループ全員が共有する「重要な価値観(スピード・対話・社会貢献)」を実践し強化する取り組みや、「大切にするゼオンらしさ(仲間との相互信頼)」を育み強化する取り組みとして「たいまつ活動」を推進してまいりました。「たいまつ活動」とは、当社独自の風土育成活動であり、一人ひとりが「わたしは何を大切にしたいのか」「わたしは何をしたいのか」「わたしはどうなりたいのか」を言葉にして、気づき、考え、行動し、「2020年のありたい姿」を実現していく活動です。このように、一人ひとりが変わっていく状態を、たいまつに火を灯し、たくさんの火に拡げていくことに喩え、熱い想いを込めて「たいまつ活動」と名付けています。

当社グループでは、『2020年のありたい姿』として平成32年度(2020年度)に 売上高5,000億円を達成することを目標として掲げております。『SZ-20 Phase II (エスゼット20 フェーズ・ツー)』では、『2020年のありたい姿』の実現に向けて、従来のやり方・考え方を抜本的に見直して会社を変えていくことに着目し、改革・改善を推進してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区	分	平成24年度 第 88 期	平成25年度 第 89 期	平成26年度 第 90 期	平成27年度 第 91 期 (当期)
売 上	高(百万円)	250, 763	296, 427	307, 524	295, 647
経 常 利	益(百万円)	25, 212	32, 561	31, 098	32, 153
親会社株主にする当期純和	帰属 (百万円)	14, 750	19, 650	19, 080	18, 079
1株当たりの	当期純利益(円)	63. 81	85. 15	84. 13	79. 86
総資	産(百万円)	350, 508	370, 872	399, 512	384, 753

- (注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。
 - 2. 1株当たりの当期純利益は、期中平均発行済株式数 (ただし、自己株式数は除外) によって算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係 該当事項はございません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
東京材料株式会社	228	79. 9	各種化学商品等の仕入販売
	百万円	%	
ゼオン化成株式会社	463	100.0	プラスチック製品・包装梱包材料 等の加工・販売および資材の販売
	百万円	%	
株式会社トウペ	490	100.0	塗料、合成ゴム等の製造・販売
	百万米ドル	%	
ゼオン・ケミカルズ社	36	100.0	持株会社
	百万ポンド	%	
ゼオン・ケミカルズ・ヨーロッパ社	23. 3	100.0	合成ゴムの製造・販売
	百万米ドル	%	
ゼオン・ケミカルズ・シンガポール社	200	100.0	合成ゴムの製造・販売

- (注) 1. 東京材料株式会社に対する当社の議決権比率には、当社の子会社であるゼオン化成株式会社を通じての間接所有分を含んでおります。また、ゼオン化成株式会社に対する当社の議決権比率には、当社の子会社であるゼオンノース株式会社を通じての間接所有分を含んでおります。
 - 2. 当社は、平成27年11月25日開催の取締役会において、英国での合成ゴム生産を中止することを決議いたしました。英国子会社であるゼオン・ケミカルズ・ヨーロッパ社は生産の完全停止後に設備撤去と必要な法対応等を実施したのちに解散し、清算いたします。

(7) 主要な事業内容

下記製品の製造および販売

事 業 部 門	主 要 製 品
エラストマー素材事業部門	合成ゴム、合成ラテックス、化成品
高機能材料事業部門	高機能樹脂、高機能部材、情報材料、化学品、医療器材
その他の事業部門	RIM配合液、RIM成形品、塗料

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

本		社	東京都千代田区丸の内一丁目6番2号
事	務	所	大阪事務所(大阪市)、名古屋事務所(名古屋市)
エ		場	高岡工場(富山県)、川崎工場(川崎市)、徳山工場(山口県)、水島工場 (岡山県)
研	究	所	総合開発センター(川崎市)、精密光学研究所(富山県)

② 重要な子会社

区	分	会 社 名	本店所在地
		東京材料株式会社	東京都千代田区
国	内	ゼオン化成株式会社	東京都千代田区
		株式会社トウペ	大阪府堺市
	ゼオン・ケミカルズ社		米国
海外		ゼオン・ケミカルズ・ヨーロッパ社	英国
		ゼオン・ケミカルズ・シンガポール社	シンガポール

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
3,164名	1.6%減

(10) 主要な借入先

	借	入	先		借 入 額
株式	会 社	: みず	ほ銀	行	10,969百万円
株式:	会 社 日	本 政 策	投 資 銀	行	8,000百万円
農	林	中 央	金	庫	6,494百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

800,000,000株

(2) 発行済株式の総数

237,075,556株(自己株式15,179,841株を含む。)

(注) 平成28年2月25日開催の当社取締役会決議に基づき、自己株式5,000,000株を平成28年3月25日付で消却いたしました。この結果、発行済株式の総数は242,075,556株から237,075,556株に減少いたしました。

(3) 株主数

11,328名(前期末比 1,521名增)

(4) 大株主

株 主 名	当社への出資状況			
体 土 有	持 株 数 持 株 比 率			
	千株 %			
横浜ゴム株式会社	22, 682 10. 22			
株式会社みずほ銀行	11, 310 5. 10			
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	10, 387 4. 68			
朝日生命保険相互会社	7, 679 3. 46			
全国共済農業協同組合連合会	7, 450 3. 36			
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	6, 443 2. 90			
旭化成ケミカルズ株式会社	6, 438 2. 90			
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5, 381 2. 43			
農林中央金庫	4,000 1.80			
古河電気工業株式会社	3, 641 1. 64			

- (注) 1. 当社は自己株式15,179千株を保有しておりますが、上記の表には記載しておりません。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 - 2. 上記の表には記載しておりませんが、平成28年3月31日現在、横浜ゴム株式会社が三菱UFJ信託銀行株式会社へ退職給付信託として信託設定した株式(株主名簿上の名義は「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・横浜ゴム株式会社口)」)が、3,400千株(持株比率1.53%)あります。この株式の議決権は信託約款上、横浜ゴム株式会社が留保しています。
 - 3. 上記の表には記載しておりませんが、平成28年3月31日現在、古河電気工業株式会社がみずほ信託銀行株式会社へ退職給付信託として信託設定した株式(株主名簿上の名義は「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 古河電気工業口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社」)が、1,953千株(持株比率0.88%)あります。この株式の議決権は信託約款上、古河電気工業株式会社が留保しています。

(5) その他株式に関する事項

株主還元を強化するとともに、資本効率の向上および機動的な資本政策の遂行を図ることを目的として、平成28年2月25日開催の当社取締役会決議に基づき、次のとおり自己株式を取得いたしました。

・取得した株式の種類 当社普通株式・取得した株式の総数 5,000,000株

・株式の取得価額の総額 3,762,491,000円

・取得期間 平成28年2月26日~平成28年3月9日

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当期の末日において当社役員が保有している新株予約権の状況

① 目的となる株式の種類および数

普通株式 332,000株 (新株予約権1個につき1,000株)

- ② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1株あたり1円
- ③ 新株予約権の主な行使条件 新株予約権者は、原則として当社の取締役を退任したときに限り、新株予約 権を行使することができる。
- ④ 当社役員の保有状況

	名称	個数	目的となる 株式の数	行使期間	保有者数
	日本ゼオン株式会社2006年発行新 株予約権(株式報酬型ストックオ プション)	24個	24,000株	平成18年8月16日から 平成48年8月15日まで	3名
	日本ゼオン株式会社2007年発行新 株予約権(株式報酬型ストックオ プション)	22個	22,000株	平成19年8月16日から 平成49年8月15日まで	3名
	日本ゼオン株式会社2008年発行新 株予約権(株式報酬型ストックオ プション)	29個	29,000株	平成20年8月12日から 平成50年8月11日まで	3名
	日本ゼオン株式会社2009年発行新 株予約権(株式報酬型ストックオ プション)	50個	50,000株	平成21年8月13日から 平成51年8月12日まで	5名
取締役	日本ゼオン株式会社2010年発行新 株予約権 (株式報酬型ストックオ プション)	45個	45,000株	平成22年7月15日から 平成52年7月14日まで	5名
以 种 仅	日本ゼオン株式会社2011年発行新 株予約権(株式報酬型ストックオ プション)	33個	33,000株	平成23年7月14日から 平成53年7月13日まで	6名
	日本ゼオン株式会社2012年発行新 株予約権(株式報酬型ストックオ プション)	32個	32,000株	平成24年7月13日から 平成54年7月12日まで	6名
	日本ゼオン株式会社2013年発行新 株予約権(株式報酬型ストックオ プション)	41個	41,000株	平成25年7月12日から 平成55年7月11日まで	7名
	日本ゼオン株式会社2014年発行新 株予約権(株式報酬型ストックオ プション)	25個	25,000株	平成26年7月14日から 平成56年7月13日まで	7名
	日本ゼオン株式会社2015年発行新 株予約権(株式報酬型ストックオ プション)	31個	31,000株	平成27年7月13日から 平成57年7月12日まで	9名

(2) 当期中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏	名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役取締役会長	古河	直純	株式会社トウペ会長
代表取締役取締役私長	田中:	公 章	
取 締 役 専務執行役員	大 島 🗆	正義	高機能事業本部長 株式会社TFC代表取締役社長
取 締 役 常務執行役員	武上	博	CSR推進本部長、CSR統括部門長
取 締 役 常務執行役員	三平	能之	研究開発本部長、総合開発センター長
取 締 役 常務執行役員	平川	宏 之	基盤事業本部長、ゴム事業部長
取 締 役常務執行役員	西嶋	徹	生産本部長、総合生産センター長
取 締 役 執 行 役 員	伊藤	敬	管理本部長、経営企画統括部門長
取 締 役 執 行 役 員	古谷	岳夫	経営管理統括部門長、経営管理部長
取 締 役	伊 藤 ほ	青 夫	富士電機株式会社相談役
取 締 役	北畑	隆 生	学校法人三田学園理事長
取 締 役	南雲	忠 信	横浜ゴム株式会社代表取締役会長 一般社団法人日本ゴム工業会会長
常勤監査役	南	忠 幸	
常勤監査役	長谷川	純	
監 査 役	藤田	讓	朝日生命保険相互会社最高顧問 公益社団法人ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協 会会長
監 査 役	郡	昭 夫	株式会社ADEKA代表取締役社長
監 査 役	西島	信竹	株式会社トータル保険サービス副会長

- (注) 1. 取締役のうち伊藤晴夫、北畑隆生および南雲忠信の各氏は、会社法第2条第15号に定める 社外取締役です。
 - 2. 監査役のうち藤田譲、郡昭夫および西島信竹の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外 監査役です。
 - 3. 取締役のうち伊藤晴夫および北畑隆生の両氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
 - 4. 監査役のうち藤田讓、郡昭夫および西島信竹の各氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
 - 5. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職の状況については、上記に加え「(3) 社外役員 に関する事項」にも記載のとおりです。

- 6. 平成27年6月26日開催の第90回定時株主総会において、西嶋徹、古谷岳夫および南雲忠信 の各氏は新たに取締役に、南忠幸、郡昭夫および西島信竹の各氏は新たに監査役に選任さ れ、それぞれ就任いたしました。
- 7. 当期中に退任した取締役および監査役は次のとおりです。

取 締 役 伏見 好正 (平成27年6月26日任期満了) 取 締 役 南 忠幸 (平成27年6月26日任期満了) 常勤監査役 岡田 誠一 (平成27年6月26日任期満了) 監 査 役 南雲 忠信 (平成27年6月26日任期満了) 監 査 役 森 信博 (平成27年6月26日任期満了)

- 8. 平成27年6月26日開催の取締役会において、執行役員平川宏之氏は常務執行役員に選任され、就任いたしました。
- 9. 監査役南忠幸氏は、経理担当取締役として当社の経理・財務業務に長年携わり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 10. 当社は、取締役伊藤晴夫、北畑隆生および南雲忠信の各氏ならびに監査役全員との間に会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令で定める最低責任限度額となります。
- 11. (ご参考) その他の執行役員(取締役を兼務しない執行役員)は、以下のとおりです。

封	þ	佢	1.	氏			名	担当
常和	务執	行衫	5 員	今	井	廣	史	原料・物流統括部門長、原料部長、物流総 括部長
執	行	役	員	藤	澤		浩	化学品事業部長
執	行	役	員	柳	田		昇	ゼオンメディカル株式会社代表取締役社長 Z1プロジェクト責任者
執	行	役	員	佐	屋	利	明	徳山工場長
執	行	役	員	井	上	俊	弘	ラテックス事業部長
執	行	役	員	小	瀬	智	之	水島工場長
執	行	役	員	林		佐知	印夫	川崎工場長
執	行	役	員	豊	嶋	哲	也	高機能樹脂・部材事業部長

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区	分	人	数	報酬等の額	摘 要
取 系 (うち社外			14名 (3)	479百万円 (22)	株主総会決議による取締役報酬限度 額は年額550百万円(平成19年6月定 時株主総会決議)
監査(うち社外			8名 (5)	73百万円 (20)	株主総会決議による監査役報酬限度 額は年額100百万円(平成19年6月定 時株主総会決議)
合 (うち社:	計 外役員)		22名 (8)	552百万円 (42)	

- (注) 1. 上記の表の人数には、平成27年6月26日開催の第90回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役3名(うち社外監査役2名)を含めております。
 - 2. 持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、社内取締役の役員報酬は定額部分と業績連動部分から成る現金報酬と株式報酬型ストックオプション(新株予約権)にて構成しております。したがって上記報酬等の額には、取締役に対するストックオプションとして付与された新株予約権による報酬額を含めており、その限度額は年額2億円(平成18年6月定時株主総会決議)です。なお、社外取締役および監査役の役員報酬については定額現金報酬のみで構成しております。
 - 3. 上記のほか、次のとおりの支給があります。 使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額(賞与を含む) 36百万円 退任取締役(2名)に対する退職慰労金 31百万円

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行取締役等との兼任状況

取締役伊藤晴夫氏は、富士電機株式会社相談役ですが、同社との間には重要な取引関係等はありません。

取締役北畑隆生氏は、学校法人三田学園理事長ですが、同学園との間には重要な取引関係等はありません。

取締役南雲忠信氏は、横浜ゴム株式会社代表取締役会長であり、同社は当社合成ゴム製品等の需要家であるとともに、当社株式22,682千株(持株比率10.22%)を保有しております。また、同氏は一般社団法人日本ゴム工業会会長でもありますが、同会との間には重要な取引関係等はありません。

監査役藤田讓氏は、朝日生命保険相互会社最高顧問であり、同社との間には借入金等の取引関係があります。加えて、同社は当社株式7,679千株(持株比率3.46%)を保有しております。また、同氏は公益社団法人ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協会会長でもありますが、同協会との間には重要な取引関係等はありません。

監査役郡昭夫氏は、株式会社ADEKA代表取締役社長であり、同社との間には原材料の購入等の取引関係があります。

監査役西島信竹氏は、株式会社トータル保険サービス副会長ですが、同社との間には重要な取引関係等はありません。

② 他の法人等の社外役員との兼任状況

取締役北畑隆生氏は、株式会社神戸製鋼所、丸紅株式会社およびセーレン株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、兼務先と当社との間には重要な取引関係等はありません。

取締役南雲忠信氏は、神奈川中央交通株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、兼務先と当社との間には重要な取引関係等はありません。

監査役藤田讓氏は、株式会社安藤・間の社外取締役ならびに古河電気工業株式会社、日本軽金属ホールディングス株式会社および日本通運株式会社の社外 監査役を兼務しておりますが、兼務先と当社との間には重要な取引関係等はありません。

監査役郡昭夫氏は、日本農薬株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、 兼務先と当社との間には重要な取引関係等はありません。

③ 主な活動状況

当期中に開催された取締役会には、取締役伊藤晴夫氏、北畑隆生氏および南雲忠信氏がその全てに、監査役藤田讓氏がその8割弱に、郡昭夫氏および西島信竹氏がその9割にそれぞれ出席しました。また、当期中に開催された監査役会には、監査役藤田讓氏がその8割強に、郡昭夫氏および西島信竹氏がその全てにそれぞれ出席しました。各氏とも、その経歴を通じて培われた豊富な経験・見識に基づいた質問等を積極的に行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区分	支払額
会計監査人としての報酬	69百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の 合計額	77百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当期に係る会計監査人としての報酬等の額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出 根拠等について必要な確認を行い、過去の報酬実績等との比較検討も行った結果、会計監 査人としての報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行いました。
 - 3. 当社の子会社であるゼオン・ケミカルズ・ヨーロッパ社およびゼオン・ケミカルズ・シンガポール社は、当社の会計監査人以外の監査法人であるErnst & Young LLPの監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して社債発行に係るコンフォート業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の継続監査年数その他の事情を総合的に勘案いたしまして、その再任または不再任の決定を行うものといたします。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

- ① 処分の対象 新日本有限責任監査法人
- ② 処分の内容
 - ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3月 (平成28年1月1日から同年3月31日まで)
 - ・業務改善命令 (業務管理体制の改善)
- ③ 処分理由
 - ・同監査法人の公認会計士が、監査受託先企業の財務書類の監査において相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため
 - ・同監査法人の運営が著しく不当と認められたため

6. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年4月28日開催の取締役会において、内部統制システム整備に関する基本方針を決議し、その後も内部統制システム整備状況に応じて数度の改定を行っております(最終改定日:平成27年4月27日)。

内部統制システム整備に関する取締役会決議

平成27年4月27日 日本ゼオン株式会社取締役会

(前文)

当社取締役会は、現に社内に構築されている内部統制のプロセスを再確認するとともに、不備があれば速やかにこれを補充することにより、更に優れた内部統制システムを確立するための「内部統制システム整備に関する基本方針」を以下のとおり定めている。

なお、この基本方針は現時点における、当社に期待される「内部統制システム整備に関する基本方針」であり、当社取締役会は、法令改正やリスクの変化などの状況の変化に応じて、これに関する不断の見直しを行うものとする。

内部統制システム整備に関する基本方針

- 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役会は、業務執行の法令・定款への適合性を確保するため、監査役の 出席のもと、原則として毎月開催し、経営に係る取締役の職務執行の監督を 行う。
 - ② 取締役会は、外部的視点からの経営監視をその機能及び役割として期待し、社外役員を招聘する。
 - ③ 取締役は、経営に関する重要な事項について、代表取締役、常務以上の役付執行役員等をもって組織する常務会に付議する。常務会は出席常勤監査役の意見を参考にし、十分な議論を行い審議・決定する。
 - ④ 取締役会は、コンプライアンス体制の基礎として、行動規範である「CSR基本方針」及び具体的な行動指針である「CSR行動指針」を定める。
 - ⑤ 取締役会は、反社会的勢力との関係を断絶することをCSR行動指針に定め、断固たる態度で反社会的勢力を排除する。
 - ⑥ 取締役は、適正な財務報告が、当社の株主・投資家・その他利害関係者からの信頼性確保のために重要であるとの認識に立ち、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を構築する。

- ⑦ 監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に基づき、取締役会への 出席、子会社を含む業務状況の調査等を通じ、取締役の職務執行の監査を行 うとともに、当社のコンプライアンス体制及びその運用に問題があると認め るときは、意見を述べて改善策の策定を求める。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役は、その担当職務の執行に係る以下の文書(電磁的記録を含む。) を、関連資料と併せてこれを少なくとも10年間保管するとともに、必要に応 じて取締役及び監査役が閲覧可能な状態を維持する。
 - (1) 株主総会議事録
 - (2) 取締役会議事録
 - (3) 常務会議事録
 - (4) 重要な会議体及び委員会の議事録
 - ② ①に定める文書の他、契約書、決裁書その他の文書については、文書の保有に関する規則に基づき適切に保存及び管理を行うものとする。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 取締役会は、「危機管理規程」を損失の危険の管理に関する統括的規程と 位置付け、また、個別の損失の危険に対応するために、諸規程を整備する。
 - ② 代表取締役を議長とするCSR会議を設置し、CSR会議のもとに次の7つの委員会を常設し、損失の危険の管理にあたる。
 - (1) CSR基本政策委員会

当社グループ全体のCSR活動を活性化させるために設置し、CSR活動の基本政策を企画立案し、全社的に推進することを目的とする。

(2) コンプライアンス委員会

当社グループのコンプライアンスの徹底のために設置し、法令遵守の教育・訓練計画を立案、推進することを目的とする。

(3) 危機管理委員会

当社グループの事業継続のリスク管理のために設置し、組織的に潜在リスクを予防し、表面化したリスクを収拾する。また万一発生した危機に対して統制の取れた対応を取ることによって損失を最小にとどめることを目的とする。

潜在リスク情報を早期に収集して対処を容易にするために、社外弁護士を窓口とする「コンプライアンス・HOTLINE」等の内部通報制度を整備する。

危機管理委員会事務局は、危機管理委員会に報告されたリスク情報を全て監査役に報告する。また、監査役は、いつでも必要に応じて危機管理委員会に対してリスク情報の報告を求めることができる。

(4) 広報委員会

当社グループの理念・姿勢・活動等を社会全体及び各ステークホルダーに正しく理解してもらうことによる企業知名度及びイメージの向上を図ること、並びに当社グループの適時適切な情報開示を行うことを目的とする。

(5) 品質保証委員会

当社グループの品質管理、改善及び品質保証教育に関する活動計画立 案、並びにこれらを含めた品質保証に関する活動の実施状況のチェック、 改善、立案を目的とする。

(6) PL委員会

当社グループのPL予防及びPL教育に関する活動計画立案、並びにP L防御に関する活動の実施状況のチェック、改善、立案を目的とする。

(7) 環境安全委員会

当社グループの年度環境安全方針案等の策定、これらの具体的実施事項の進捗状況確認及び改善、全社環境安全活動の重要な施策の提案、法令等の改正への対応に関する基本方針の提案、並びに事故災害に関連した全社への水平展開を目的とする。

- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
 - ① 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則毎月開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催する。当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、代表取締役、常務以上の役付執行役員等をもって構成される常務会を原則として月2回開催し、これらの審議を経て業務執行の決定を行う。
 - ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、諸規程において、それぞれ の責任者及びその権限、執行手続について定める。
 - ③ 取締役会は、執行役員を選任し、その責任と権限を明確にすることにより、 業務執行のスピードアップを図る。
- 5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正 を確保するための体制
 - ① 子会社における業務の適正を確保するため、当社グループ全てに適用する 行動指針として、「CSR行動指針」を定め、グループ企業各社が当該指針 に則った企業運営、コンプライアンスを徹底した企業活動を行うよう指導す るとともに、各社における諸規程の整備を支援する。
 - ② 子会社の効率的な業務運営の確保と適切な監督により、その健全な成長を 支援することを目的として、当社グループ共通の「グループ企業管理規程」 を定め、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、 必要に応じてモニタリングを行うものとする。

- ③ CSR会議のもとに常設される7つの委員会は、当社グループ全体の損失の危険の管理にあたるものとし、子会社各社は各委員会の監督のもと、個別の損失の危険に対応するための諸規程を整備する。また、子会社の役員及び従業員は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、遅滞なく危機管理委員会に報告する。
- ④ 取締役会は、内部監査を担当する取締役の下に監査室を設置し、当社グループ共通の内部監査基準に基づき、当社及び子会社の業務の適正を確保するために必要な監査を行う。
- 6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの 独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に 関する体制
 - ① 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めたときは、会社は 当社の従業員から監査役補助者を任命するものとする。
 - ② ①の従業員の取締役からの独立性を確保するために、監査役は①の従業員の人事について事前に報告を受け、必要な場合は会社に対して変更を申し入れることができるものとする。また、当該従業員は当社の就業規則に服するが、監査役補助業務に係る当該従業員への指揮命令権は監査役に属する。
- 7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告 に関する体制、監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係 る方針に関する事項、その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保 するための体制
 - ① 監査役は、取締役会、常務会その他の重要な会議に出席し、当社の業務執行に関する報告を受けることができる。
 - ② 当社及び子会社の役員及び従業員は、当社グループの業務又は業績に影響を与える重要な事項がある場合は、監査役に直ちに報告する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社及び子会社の役員及び従業員に対して報告を求めることができる。
 - ③ 取締役は、内部通報に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。当該規程には、通報をした従業員等が通報を理由に不利益な取扱いを受けることがない旨を、その内容に含めるものとする。
 - ④ 監査役の職務の執行について生ずる費用に関しては、各監査役の請求に基づき当社の負担により精算するものとする。

⑤ 監査役は、自らの判断により、定期的に会計監査人より会計監査の結果を 聴取するとともに意見交換を行い、必要に応じて監査法人の監査に立会い、 また、監査業務を執行した公認会計士と協議の場を持つなどして、監査法人 と相互の連携を高める。

以上

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 職務の執行の適正および効率性の確保に係る取組みの状況

取締役会は社外取締役3名を含むすべての取締役で組織し、社外監査役3名を含む監査役の出席のもと、法令に定める職務のほか、経営の基本方針・戦略その他重要な業務執行の決定とその報告を行うために、原則として毎月1回開催しております。

また、経営の機動性を確保するため、代表取締役、常務以上の役付執行役員等で組織する常務会を原則として月2回開催し、経営の重要事項について十分に論議を行って審議・決定を行っております。平成19年度からは執行役員制度を導入し、その責任と権限を明確にすることにより業務執行のスピードアップを図っております。

② コンプライアンスに係る取組みの状況

行動規範である「CSR基本方針」および具体的な行動指針である「CSR 行動指針」を定め、当社グループの役員・従業員にそれらの内容を含むコンプライアンステキストを配布するなどして、当社グループ全体へのコンプライアンス意識の浸透に努めております。

また、社外弁護士を窓口とする「コンプライアンス・HOTLINE」等の内部通報制度に係る社内規程を整備・運用しております。

③ 損失の危険の管理に係る取組みの状況

「危機管理規程」をはじめとするリスクマネジメントに係る社内規程を整備するとともに、CSR会議の下に7つの委員会(CSR基本政策委員会、コンプライアンス委員会、危機管理委員会、広報委員会、品質保証委員会、PL委員会、環境安全委員会)を常設し、リスクに対応する体制を構築しております。

④ 企業集団における業務の適正の確保に係る取組みの状況

当社グループ共通の「グループ企業管理規程」を整備し、グループ企業の経営の管理を行うとともに必要に応じてモニタリングを行っております。また、グループ各社に対して内部監査を実施するとともに、グループ企業として整備すべき社内規程をリスト化し、各社における規程整備の支援を行っております。

⑤ 監査役監査の実効性の確保に係る取組みの状況

監査役は取締役会、常務会その他の重要な会議に出席し、当社の業務執行に関する報告を受けております。また、内部監査部門が行う業務監査に立会うなど、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、当社内の内部統制部門とも情報交換の場を設け、監査の実効性確保に努めております。

監査役は人事担当取締役との間で協定書を取り交わし、社外監査役を含む監査役の職務を補助すべき使用人(監査役スタッフ)を適正に確保しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当 社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えており、当社株券等に対 する大量買付けであっても、当社の株主共同の利益に資するものであれば、これ を否定するものではありません。

しかしながら、買収提案の中には、その目的等から見て企業価値および株主共 同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや、対象会社の株主に株券等の売却 を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主が買収提案の内容を検討する ための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の株主共同の利益に資さ ないものもないとは言えません。

当社の企業価値を維持・向上させていくためには、当社の企業価値の源泉である、お客様の夢と快適な社会の実現に役立つ「優れた製品やサービス」を続々と提供することを可能とする「独創的技術」の強化・創出とともに、高度の専門性を有するのみならず、「スピード」「対話」「社会貢献」という当社の重要な価値観を理解し、この価値観に基づいた行動を実践できる多様かつ有能な人材を、研究開発・生産・販売・管理等のさまざまな分野にわたり育成・確保すること、ならびにユーザー密着型の製品開発および市場展開等に貢献する取引先との良好な関係を構築することが必要不可欠です。さらに、当社は、CSR(Corporate Social Responsibility)を全うし、広く社会からの信頼を確保することも、企業価値の持続的向上のためには必要不可欠と考えております。従いまして、当社株券等の大量買付けを行う者が、当社の財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確

保し、向上させる姿勢と方針を持つのでなければ、当社の株主共同の利益は毀損 されることになります。

また、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を短期間のうちに適切に判断することは必ずしも容易でないものと思われます。従いまして、当社株主の皆様に買収の提案の内容を検討するための十分な情報や時間を提供せずに、当社株券等の大量買付けや買収の提案が行われる場合には、当社の株主共同の利益が毀損されることになりかねません。

当社は、このような当社の株主共同の利益に資さない買収提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は昭和25年4月の設立以来、「大地の永遠と人類の繁栄に貢献するゼオン」を企業理念として、大地(ギリシャ語で「ゼオ」)と永遠(ギリシャ語で「エオン」)からなるゼオンの名にふさわしく、世界に誇り得る独創的技術により、地球環境と人類の繁栄に貢献することを使命に、企業価値の維持・向上に努めてまいりました。具体的には、当社の開発した世界最高レベルの蒸留精製技術であるGPB法およびGPI法その他の独自技術により、原油生成物であるC4留分およびC5留分を徹底的に分離精製し、特殊ゴム、リーフアルコール、シクロオレフィンポリマー、光学フィルム等に代表される高付加価値の石油化学製品を続々と生み出すことを通じて、高い性能を要求される用途に応え続け、お客様の夢と快適な社会の実現に貢献し、ひいては当社の市場競争力を創造してきたものであります。

このように当社の企業価値の源泉は、第一義的には、お客様に「優れた製品やサービス」を続々と提供することを可能とする「独創的技術」にあります。当社はエラストマー素材事業と高機能材料事業のそれぞれの強みを磨き上げ、両輪でグローバルに事業を拡大することを基本方針に、グローバルで最適な生産体制の構築と重点3事業分野(情報用部材・エナジー用部材・メディカルデバイス)へのリソース積極投入による事業構造改革、工場とも連携した既存生産技術の改善と新規生産技術の開発、社内技術資産の共有(知と知の融合)およびオープンイノベーション(自前主義からの脱却)の推進などによる研究開発のスピードアップといった諸課題への取組みを通じて、独創的技術の継続的な強化・創出、お客様の夢と快適な社会の実現に貢献する製品・サービスの提供に努めております。

-23 -

そして、このような独創的技術を基盤とした事業展開には、研究開発・生産・販売・管理等のさまざまな分野にわたり、高度の専門性を有するとともに「スピード」「対話」「社会貢献」という当社の重要な価値観を理解し、この価値観に基づいた行動を実践できる多様かつ有能な人材を確保することが不可欠です。当社においても労使間で長年にわたり醸成された深い信頼関係の下、こうした人材の育成・確保に努めるとともに、「2020年のありたい姿」を実現する企業風土育成のための諸活動を進めております。また、長年の取引関係を通じ築き上げてまいりました顧客・原料調達先・製造委託先・共同研究先をはじめとする取引先との良好な関係も、ユーザー密着型の製品開発および市場展開を可能とする等の面で、当社の企業価値の維持・向上に寄与するものと考えられます。

さらに、当社は、CSR(Corporate Social Responsibility)を全うし、広く社会からの信頼を確保することも、企業価値の持続的向上のためには必要不可欠と考えております。当社は、CSRの取り組みの基本的な考え方を対外的に明らかにし、ゼオングループ全員が今一度CSRへの思いを新たにすべく、平成22年4月に「コンプライアンスを徹底し、社会の安全・安心に応える」「企業活動を通じ、社会の持続的発展と地球環境に貢献する」「一人ひとりがCSRを自覚し、行動する」の3項目からなる『CSR基本方針』と、その趣旨を具体的に求められる行動の基準として列挙し、規定化した『CSR行動指針』を制定しました。また、『CSR会議』を最高機関とするCSR推進体制を運用し、コンプライアンス体制の強化、安全な工場の実現、地域社会との共生等の諸課題に継続的に取り組み、当社に係る利害関係者(いわゆるステークホルダー)の信頼の維持・確保に努めております。

当社は、中期経営計画の策定および実行等の取組みを通じ、これら当社の企業価値の源泉を今後も継続的に発展させていくことが、企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上につながるものと考えており、また、下記(3)の本対応方針とともに、基本方針の実現にも資するものと考えております。したがって、かかる取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が 支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年6月27日開催の当社定時株主総会において、「当社株券等の大量買付行為に関する対応方針」を導入し、その後、平成23年6月29日開催の当社定時株主総会にてその継続を決議いたしましたが、有効期間満了にあたり、平成26年6月27日開催の当社定時株主総会において、一部改定のうえあらためて継続する決議をいたしました(以下、継続後の方針を「本対応方針」といいます。)。当社は本対応方針を、平成26年5月22日付「当社株券等の大量買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の継続について」として以下のURLに公表しております。

- 24 -

詳細については、こちらをご覧ください。

http://www.zeon.co.jp/content/200228815.pdf

本対応方針は、当社株券等に対する大量買付けが行われた際に、かかる大量買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、或いは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、または場合により株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みとして継続導入されるものであり、基本方針に沿うものです。

さらに、当社取締役会は次の理由から、本対応方針が当社株主の共同の利益を 損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもな いと考えております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しています。また、経済産業省企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容も踏まえた内容となっております。

② 株主共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、当社株券等に対する大量買付けがなされた際に、当該買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、或いは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続導入されるものです。

本対応方針の継続は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様の ご意向によっては本対応方針の廃止も可能であることから、本対応方針が株主 共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

③ 株主意思を反映するものであること

当社は、本対応方針の継続に関する承認議案を平成26年6月27日開催の定時 株主総会に付議し、本対応方針は株主の皆様の承認を得ておりますので、その 継続についての株主の皆様のご意向が反映されております。

また、本対応方針の有効期間の満了前であっても、株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

④ 外部専門家の意見の取得

当社取締役会は、大量買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案 および大量買付者との交渉を行うに際しては、必要に応じて、外部専門家(フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等)の助言を得ます。これ により当社取締役会の判断の客観性および合理性が担保されることになります。

⑤ 特別委員会の設置

当社は、本対応方針の必要性および相当性を確保し、経営者の保身のために 本対応方針が濫用されることを防止するために、特別委員会を設置し、当社取 締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、且つ、当社 取締役会の恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重す るものとしています。

⑥ デッドハンド型買収防衛策等ではないこと

本対応方針は、当社の株主総会において選任された取締役により構成される 取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本対応方針は、デッ ドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動 を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その実施を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

以上

備考

事業報告は次により記載されております。

- 1. 百万円単位の記載金額はそれぞれ単位未満四捨五入により表示しております。
- 2. 千株単位の株式数は千株未満切捨てにより表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

	資	産	の	部	負債の部
	科	目		金 額	科 目 金 額
流	動	資	産	172, 907	流 動 負 債 114,427
	現 金 及	び預	金	7, 963	支払手形及び買掛金 51,852
	受取手形	及び売排	+ 金	64, 708	電子記録債務 1,754
		録債	権	1, 308	短期借入金 25,755
					未 払 法 人 税 等 4,633 賞 与 引 当 金 1,586
	商品及	び製	品	47, 462	
	仕	掛	品	3, 732	関係会社整理損失引当金 3,268 その他の引当金 3,017
	原材料及	び貯蔵	品	12, 534	その他 22,563
	未 収	入	金	26, 601	固 定 負 債 54,740
	繰 延 税	金 資	産	4, 607	社 債 20,000
					長期借入金 9,309
	_	の	他	4, 070	繰 延 税 金 負 債 6,463
	貸倒	引 当	金	△79	退職給付に係る負債 13,383
固	定	資	産	211, 846	その他の引当金 386
1	有 形 固	定資	産	138, 526	その他 5,199
	建物及	び構築	物	43, 793	負 債 合 計 169,167
	機械装置			47, 289	純資産の部
		及い運動			株 主 資 本 189,508
	土		地	18, 276	資 本 金 24,211 資 本 剰 余 金 18,387
	建設	仮 勘	定	23, 293	利 益 剰 余 金 159,255
	そ (0	他	5, 875	自 己 株 式 △12,345
#	無 形 固	定資	産	4, 187	その他の包括利益累計額 21,272
ļ .	ひ 資 そ の	他の資	産	69, 133	その他有価証券評価差額金 17,713
					繰延ヘッジ損益 △3
		価 証		60, 821	為 替 換 算 調 整 勘 定 6,461
	退職給付	に係る資	産	165	退職給付に係る 調整累計額 △2,898
	繰 延 税	金資	産	320	調整 累計額
	そ (の	他	8, 130	排 支 配 株 主 持 分
	貸 倒	引 当	金	△302	純 資 産 合 計 215,586
資	産	合	計	384, 753	負債純資産合計 384,753

連結損益計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

			科						E	1				金額
売				Ŀ	:				高					295, 647
売			上			原			価					208, 460
	売			上			総			利			益	87, 187
販	売	費	及	び	_	般	管	理	費					57, 331
	営				業				利				益	29, 856
営		業		夕	ŀ		収		益					4, 074
	受				取				利				息	123
	受			取			配			当			金	2, 760
	雑						収						入	1, 191
営		業		夕	ŀ		費		用					1, 777
	支				払				利				息	617
	為				替				差				損	552
	休	止	古	1 定	₹	資	産	減	価	僧	Í	却	費	351
	雑						損						失	256
	経				常				利				益	32, 153
特			別			利			益					434
	受			取			補			償			金	338
	古		定		資		産		売		却		益	85
	そ						0)						他	10
特			別			損			失					6, 322
	古		定		資		産		処		分		損	541
	減				損				損				失	2, 117
	関		係		슾		社		整		理		損	3, 629
	そ						0)						他	34
Į ₹	兑	金	等	調	虫	女 E	前	当	期	純		利	益	26, 265
Ž.	去	人	税	`	住	民	税	及	U	3 事	F	業	税	9, 637
	去)	/	移	Ź		等	Ē	朋		整		額	△2, 203
È	当		ļ	朝			純		7	削			益	18, 831
j	作 支	ご 配	株	主	に	帰	属	ナ る		期	純		益	752
兼	見会	社	株	主	に	帰	属3	する	当	期	純	利	益	18, 079

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

				,	十四: 口29 1 17
	株	主		資	本
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	24, 211	18, 514	148, 285	△12, 737	178, 273
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△3, 176		△3, 176
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			18, 079		18, 079
自己株式の処分		△9		90	81
自己株式の取得				△3, 764	△3, 764
自己株式の消却		△4, 066		4, 066	_
利益剰余金から資本剰余金への振替		3, 933	△3, 933		_
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動		15			15
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)					
当期変動額合計	_	△127	10, 969	392	11, 235
当 期 末 残 高	24, 211	18, 387	159, 255	△12, 345	189, 508

	そ の	他の	包 括 利	益累	計 額
	そ の 証 を有 評差 額	繰延 ヘッジ 損 益	為 替 換 算調 整 勘 定	退職給付に係る 調 累 計 額	そ の 他 の 益額 計 計 額計
当 期 首 残 高	28, 350	△0	7, 666	△3, 072	32, 943
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					
自己株式の処分					
自己株式の取得					
自己株式の消却					
利益剰余金から資本剰余金への振替					
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動					
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	△10, 637	△3	△1, 205	174	△11,671
当期変動額合計	△10, 637	△3	△1, 205	174	△11,671
当 期 末 残 高	17, 713	△3	6, 461	△2,898	21, 272

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	304	4, 111	215, 631
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△3, 176
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			18, 079
自己株式の処分			81
自己株式の取得			△3, 764
自己株式の消却			_
利益剰余金から資本剰余金への振替			_
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動			15
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	△49	440	△11, 280
当期変動額合計	△49	440	△45
当 期 末 残 高	255	4, 551	215, 586

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

		 資	産	<u></u> の	部				負	債	0) (里	<u>似:白力円)</u> 部
	科			Ť	金	額		科				金	額
流		b b	資	産		120, 683	流		勆	負	· 債		105, 149
	現《	金 及	び預	金		2,703		買		掛	金		45, 758
	受	取	手	形		45		短	期	借入			20,625
		子記		権		110		コマ	ーシャ				2,000
	売	, ,,,	掛	金		39, 969		IJ	_	ス債			148
		: 品 及		品				未未	払	払	金 用		12, 445
						27, 498			- 123 払 法	費 : 人 和			2, 806 3, 585
	仕		掛	品		3, 135		前		· 八 1 受	金金		397
			び貯蔵	- 1		7, 737		預		n	金		11, 403
	前	払	費	用		471		賞	与	引 当			1,008
	繰	延 税	金 資	産		3, 418		修		引当	金		2, 997
	未	収	入	金		24, 831				策引			16
	短	期(貸付	金		10, 208				理損失			1, 863
	そ	(の	他		562	=		産除 こ	:去 f 負	責務 建		98 34, 072
	貸	倒	引 当	金		$\triangle 4$	固	社	Œ	貝	債 債		20, 000
固		È	資	産		189, 850		長	期	借 入			1, 500
 		固	定資	産		91, 388		IJ	·	ス債			497
	建建	_	~ ~	物		30, 434		繰	延 税	金 1	負債		3, 334
	構	į	築	物		4, 952		長		未 払			135
	機	械	装	置		28, 416		修		引当			103
	車		運搬	具具					能給		当金		7, 710
						61			見刃 産除	策 引 : 去 f	当金		283 510
		、	具及び備	- 1		1, 937	負		生 責	合	<u>貝 1分</u> 計		139. 221
	土		\/ 	地		11, 573		I.	~ 純	 資		の	 部
	IJ		ス資	産		607	株	=	È	資	本		154, 001
	建		仮 勘	定		13, 408	資		4	Z	金		24, 211
Ħ	無 形	固	定資	産		2, 371	資	-	₹ . ≉	-			18, 336
	ソニ	フト	ウエ	ア		2, 266	-	_ 		準備			18, 336
	そ	(の	他		105	禾	リ <u>1</u> 利	益 乗 益	削余 準備			123, 799
扫	殳資 -	その	他の資	産		96, 091				平 1/1 益剰			3, 027 120, 772
	投引	資 有	価 証	券		55, 159				見帳積			630
	関(系 会	社 株	式		35, 752		別		積立			9, 081
	関係	系会?	社 出 資	金		1,948		繰	越利	益 剰	余金		111,061
	長	期(貸付	金		1,657	É		己	株	式		△12, 345
		朝前		用		534	評				額等		17, 057
	そ		の	他		1, 129				券評価:			17, 057
	貸		引当	金		1, 123 △87	<u>新</u> 純	<u>株</u> 資	<u>予</u> 産	<u>約</u> 合	権_ 計		255 171, 312
資				計		310, 533	 負						310, 533
貸	卢	Ē	合	計		J10, 533	負	慎 着	純 資	産る	合 計		310, 533

損益計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

		~~\d							単位・日刀口)
		科			目			金	額
売	5		上		高				197, 698
売	5	上		原	価				133, 048
	売		上	総	利		益		64, 649
販	売 費	貴 及	Ω —	般 管	理 費				41, 587
	営		業		利		益		23, 062
営	ì	業	外	収	益				4, 202
	受	取	利	息	· 酉己	当	金		3, 401
	そ			\mathcal{O}			他		801
営	ì	業	外	費	用				1, 255
	支		払		利		息		344
	そ			D			他		911
	経		常		利		益		26, 010
特	ŧ	別		利	益				349
	受		取	補	償		金		338
	そ			の			他		10
特	ŧ	別		損	失				8, 403
	固	定	資	産	処	分	損		448
	減		損		損		失		883
	関	係		土株	式評	価	損		5, 203
	関	係		社	整	理	損		1, 863
	そ	νIV	4	の	ıe.		他		6
	税	引	前	当	月純	利	益		17, 955
	法人		、住	コ 、 ス 民 税		事業	税		6, 984
	法法	人	税	等	調	整整	額		$\triangle 2,312$
	当		朝	純	利	重	益		13, 283
	=	,	幻	不 巴	个リ		皿		13, 203

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

										(中心・ド	1/2/1/
			株		主		資		本		
		資 本 剰 余 金			利	利 益		余	金		
	資本金	₩e	その他	資本	#11 */-	その	他利益東	割余金	利 益	自己株式	株主資本 合 計
		資 本準備金	その他 資 本 剰余金	資 余 金計	利 益準備金	圧縮記帳 積 立 金	別 途積立金	繰越利益 剰 余 金	利金金計		ि ही
当期首残高	24, 211	18, 336	142	18, 477	3, 027	666	9, 081	104, 851	117, 625	△12, 737	147, 576
当 期 変 動 額											
圧縮記帳積立金の取崩						△36		36	_		_
剰余金の配当								△3, 176	△3, 176		△3, 176
当期純利益								13, 283	13, 283		13, 283
自己株式の処分			△9	△9						90	81
自己株式の取得										△3, 764	△3, 764
自己株式の消却			△4, 066	△4, 066						4, 066	-
利 益 剰 余 金 か ら 資本剰余金への振替			3, 933	3, 933				△3, 933	△3, 933		-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)											·
当期変動額合計	_	_	△142	△142	-	△36	_	6, 210	6, 174	392	6, 425
当期末残高	24, 211	18, 336	-	18, 336	3, 027	630	9, 081	111,061	123, 799	△12, 345	154, 001

	評価・換	算 差 額 等	新株予約権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	70 PK 1 NO 1E	
当 期 首 残 高	27, 190	27, 190	304	175, 070
当 期 変 動 額				
圧縮記帳積立金の取崩				_
剰余金の配当				△3, 176
当期純利益				13, 283
自己株式の処分				81
自己株式の取得				△3, 764
自己株式の消却				_
利 益 剰 余 金 か ら 資本剰余金への振替				_
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△10, 133	△10, 133	△49	△10, 182
当期変動額合計	△10, 133	△10, 133	△49	△3, 757
当期末残高	17, 057	17, 057	255	171, 312

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

日本ゼオン株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 百 井 俊 次 ⑩ 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 米 村 仁 志 ⑩ 業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ゼオン株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を方た。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ゼオン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

日本ゼオン株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 百 井 俊 次 ⑩ 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 米 村 仁 志 ⑩ 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安 藤 勇 卿

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ゼオン株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監查意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、 監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図 り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査 を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 財務報告に係る内部統制について、取締役等及び新日本有限責任監査法 人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に 応じて説明を求めました。
 - ④ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針 及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況 等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ⑤ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑥ 平成27年12月22日付の金融庁による会計監査人に対する業務改善命令 に関しては、平成28年1月29日付で金融庁に対し業務改善計画が提出さ れている旨報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システム整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると 認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると 認めます。

平成28年5月23日

日本ゼオン株式会社 監査役会

 常勤監査役
 南
 忠
 幸
 印

 常勤監査役
 長谷川
 純
 印

 社外監査役
 藤
 田
 譲
 印

 社外監査役
 郡
 田
 夫
 印

 社外監査役
 西
 島
 信
 竹
 印

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、剰余金の配当につきましては、株主の皆様へ安定的、継続的に行うことを基本方針としております。

このような方針のもとに、平成28年3月期の期末配当につきましては、以下のとおり1株あたり8円とさせていただきたいと存じます。この結果、年間配当金は中間配当を含めますと1株あたり15円となり、前期実績から1円の増配となります。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金8円00銭 総額1,775,165,720円
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日 平成28年6月30日

第2号議案 取締役12名選任の件

現任取締役12名は、本定時株主総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、社外取締役3名を含む取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりです。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	活 前 董 乘 话 阿和19年12月22日生)	昭和42年4月 当社入社 平成9年6月 当社取締役 平成11年6月 当社常務取締役 平成13年6月 当社専務取締役 平成15年6月 当社取締役社長 平成25年6月 当社取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社トウペ会長	117,000株
2	在中公 章 田中公 章 (昭和28年2月19日生)	昭和54年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役 平成19年6月 当社取締役 兼執行役員 平成23年6月 当社取締役 兼常務執行役員 平成24年6月 当社取締役 兼専務執行役員 平成25年6月 当社取締役社長(現任)	47,000株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
3	至 章 能 党 (昭和27年8月23日生)	昭和53年4月当社入社平成20年6月当社執行役員平成24年6月当社常務執行役員平成25年6月当社取締役兼常務執行役員(現任)現在研究開発本部長兼総合開発センター長	16,000株
4	平 川 宏 芝 (昭和33年8月23日生)	昭和56年4月 当社入社 平成20年6月 当社執行役員 平成21年6月 当社取締役 兼執行役員 平成27年6月 当社取締役 兼常務執行役員 (現任) 現在 基盤事業本部長 兼ゴム事業 部長	25,000株
5	西 嶋 徹 (昭和32年2月8日生)	昭和56年4月当社入社平成21年6月当社執行役員平成26年6月当社常務執行役員平成27年6月当社取締役兼常務執行役員現任)現在生産本部長兼総合生産センター長	9,000株
6	今 并 廣 堂 (昭和30年6月16日生) ※新任取締役候補者	昭和53年4月 当社入社 平成17年7月 ゼオン・ヨーロッパ社社長 兼ゼオン・ケミカルズ・ヨーロッパ社社長 平成19年6月 当社執行役員 平成27年6月 当社常務執行役員(現任) 現在 原料・物流統括部門長、原料 部長 兼物流総括部長	15,000株
7	伊藤 敬 (昭和34年6月1日生)	昭和57年4月 当社入社 平成19年6月 ゼオンメディカル株式会社代表取締役 平成21年6月 当社執行役員 平成23年6月 当社取締役 兼執行役員(現任) 現在 管理本部長 兼経営企画統括部門長	12,000株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
8	がる。 や たけ お 古 谷 岳 夫 (昭和33年12月2日生)	平成 2 年 3 月 当社入社 平成24年 7 月 当社経営管理統括部門経営管理	12,000株
9	が 日 昇 (昭和31年7月13日生) ※新任取締役候補者	昭和56年4月 当社入社 平成21年1月 当社高機能樹脂・部材事業部 オプテス技術部長 平成23年6月 当社化学品事業部長 平成25年6月 当社執行役員(現任) 現在 Z1プロジェクト責任者 (重要な兼職の状況) ゼオンメディカル株式会社代表取締役社長	22,000株
10	伊藤晴 夫 (昭和18年11月9日生) ※社外取締役候補者	昭和43年4月 富士電機製造株式会社入社 平成10年6月 富士電機株式会社取締役 平成15年10月 富士電機システムズ株式会社 代表取締役社長 平成18年6月 富士電機ホールディングス株 式会社代表取締役 取締役社 長 平成22年4月 同社取締役相談役 平成22年6月 同社相談役(現任) 平成23年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 富士電機株式会社(旧社名 富士電機ホール ディングス株式会社)相談役	6,000株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
11	**: 加	昭和47年4月 通商産業省入省 平成16年6月 経済産業省経済産業政策局長 平成18年7月 経済産業省退官 平成20年7月 経済産業省退官 平成22年6月 株式会社神戸製鋼所社外取締役(現任) 丸紅株式会社社外監査役 平成25年6月 学校法人三田学園理事長(現任) 平成26年4月 学校法人三田学園学校長 平成26年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 学校法人三田学園理事長 株式会社神戸製鋼所社外取締役 丸紅株式会社社外取締役 丸紅株式会社社外取締役 セーレン株式会社社外取締役	0株
12	南 雲 宏 信 (昭和22年2月12日生) ※社外取締役候補者	昭和44年4月 横浜ゴム株式会社入社 平成11年6月 同社取締役 平成14年6月 同社常務取締役 平成15年6月 同社専務取締役 平成16年6月 同社代表取締役社長 平成23年6月 同社代表取締役会長兼CEO 当社社外監査役 平成27年6月 当社社外取締役(現任) 平成28年3月 横浜ゴム株式会社代表取締役会長 (現任) (重要な兼職の状況) 横浜ゴム株式会社代表取締役会長 一般社団法人日本ゴム工業会会長神奈川中央交通株式会社社外取締役	5,000株

- (注) 1. 伊藤晴夫氏、北畑隆生氏および南雲忠信氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。各氏を社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりです。
 - (1) 伊藤晴夫氏につきましては、富士電機株式会社の経営に長年携わられ、その経歴を通じて培われた経営の専門家としての経験・見識を有しておられることから、その経験等に裏打ちされた当社の経営に係る実践的な指導と提言を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年間となります。
 - (2) 北畑隆生氏につきましては、経済産業行政に長年携わられ、その経歴を通じて培われた経験と産業全般に係る見識を有しておられることから、直接会社経営に関与した経験の有無にかかわらず、その見識等に基づく指導・提言により当社の経営に貢献いただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年間となります。
 - (3) 南雲忠信氏につきましては、横浜ゴム株式会社の経営に長年携わられ、その経歴を通じて培われた経営の専門家としての経験・見識を有しておられることから、その経験

等に裏打ちされた当社の経営に係る実践的な指導と提言を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年間となりますが、平成23年6月から社外監査役として4年間在任しておりました。

- 当社は、伊藤晴夫氏および北畑隆生氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
- 3. 当社は、伊藤晴夫氏、北畑隆生氏および南雲忠信氏との間に、会社法第423条第1項の賠償 責任を法令で定める最低責任限度額に限定する契約を締結しておりますが、各氏の選任が 承認された場合、引き続き同様の内容の契約を継続する予定です。
- 4. 南雲忠信氏は、横浜ゴム株式会社の代表取締役会長であり、当社は同社に対して合成ゴム 等の製品の販売を行っております。
- 5. その他の候補者と当社との間には、会社法施行規則第74条第2項第3号に定める特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

現任監査役のうち、藤田讓氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて社外監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
藤 田 讓 (昭和16年11月24日生) ※社外監査役候補者	平成4年4月 朝日生命保険相互会社取締役 平成8年4月 同社代表取締役社長 平成13年6月 当社監査役 (現任) 平成20年7月 朝日生命保険相互会社代表取締役 会長 平成21年7月 同社最高顧問 (現任) (重要な兼職の状況) 朝日生命保険相互会社最高顧問 公益社団法人ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協会会長 株式会社安藤・間社外取締役 古河電気工業株式会社社外監査役 日本軽金属ホールディングス株式会社社外監査役 日本通運株式会社社外監査役	2,000株

- (注) 1. 藤田讓氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者です。同氏は朝日生命保険相互会社の経営に長年携わられ、その経歴を通じて培われた経営の専門家としての経験・見識を有しておられることから、その視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものです。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって15年間となります。
 - 2. 当社は、藤田讓氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
 - 3. 藤田譲氏が社外監査役を兼任している古河電気工業株式会社において、その在任期間中に自動車用ワイヤハーネス製品取引に係るカルテルをはじめとする一連の独占禁止法・競争法違反行為が発覚し、各国当局から制裁金賦課決定などの処分が下されました。同氏は、各事案の判明時まで当該事実を認識しておりませんでしたが、日頃から法令遵守の視点に立った提言を行い、注意を喚起しておりました。これらの事実の判明後、当該事実および対応方針が報告、審議された同社取締役会等においては、事実の解明やコンプライアンス意識の徹底を求め、また、企業集団全体での体制について提言を行いました。

- 4. 藤田讓氏が社外監査役を兼任している日本軽金属ホールディングス株式会社の子会社である日本軽金属株式会社は、新潟地区の地方公共団体が発注するポリ塩化アルミニウムについて供給すべき者を決定するなど独占禁止法に違反する行為があったとして、平成28年2月に公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。同氏は、当該命令の対象行会等において法令遵守の視点に立った意見を述べ、注意を喚起しておりました。当該事実判明後は、当該事実および対応方針が報告、審議された同社取締役会等において、当該事実および対応方針が報告、審議された同社取締役会等において、また、独占禁止法を含む法令遵守態勢の構築・運用方法など再発防止策について提言を行いました。
- 5. 当社は、藤田譲氏との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を法令で定める最低責任 限度額に限定する契約を締結しておりますが、同氏の選任が承認された場合、引き続 き同様の内容の契約を継続する予定です。
- 6. 藤田讓氏と当社との間には、会社法施行規則第76条第1項第2号に定める特別の利害 関係はありません。

以上

<メモ欄>

<メモ欄>

<メモ欄>

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

(1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下 記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右 片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

http://www.it-soukai.com/

- (2) 行使期限は平成28年6月28日 (火曜日) 午後5時30分までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード (株主様が変更されたものを含みます。) は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、 パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロック された場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**(以下)までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先 フリーダイヤル **0120-768-524** (平日 9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先 フリーダイヤル **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

以上

会 場 ご 案 内



- ●JR東京駅 丸の内北口地下通路より直結
- ●東京メトロ丸ノ内線東京駅 丸の内北口地下通路より直結
- ●東京メトロ東西線大手町駅 地下通路より直結